

(2) 平成12年度県立盲・聾・養護学校教員交流基準

① 一般基準

- ア 教育課程の適正な運営を期するため、教員組織の均衡をはかるようにつとめる。
- イ 高等学校および市町村立小・中・養護学校と盲・聾・養護学校との交流をはかる。
- ウ 高等学校との交流は、県立高等学校職員人事異動実施要項による。
- エ 市町村立小・中・養護学校との交流は、市町村立小・中・養護学校教職員人事異動実施要項による。
- オ 優秀な人材の転入をはかるとともに、その者が相当年数（3年以上）勤務した場合の転出については特に考慮する。
- カ 同一校には原則として最低3年は勤務するものとする。
- キ 二親等以内の者は原則として同一校勤務をさける。

② 勤務年数による基準

次の基準に該当する者は、原則として交流の対象とする。

- ア 採用後ひきつづき同一校に3年以上勤務した者
- イ 同一校に8年以上勤務した者

③ 地区及び障害別の学校分類による基準

- ア 県立盲・聾・養護学校の地区別、障害別の分類は別表1によるものとする。
- イ 昭和52年度以降、特殊教育諸学校教員として登載され採用された者は、原則として15年以内に2地区および2障害以上の学校にいずれも勤務させるものとする。
- ウ 上記のイの2障害の経験については、原則として別表2によるものとする。

別表1 県立盲・聾・養護学校地区別・障害別学校分類

障害地区	盲	聾	知的障害養護	肢体不自由養護	病弱養護
県 北	・盲学校 福島分校	・聾学校 福島分校	・大笛生養護学校		・須賀川養護学校医大分校
県 南		・聾学校	・あぶくま養護学校 ・あぶくま養護学校安積分校 ・西郷養護学校 ・石川養護学校	・郡山養護学校	・須賀川養護学校 ・須賀川養護学校郡山分校
会 津		・聾学校 会津分校	・会津養護学校 ・猪苗代養護学校		・会津養護学校竹田分校
い わ き		・聾学校 平分校	・いわき養護学校	・平養護学校	
相 双			・富岡養護学校		

別表2 県立盲・聾・養護学校障害別経験群分類

群名	I 群	II 群			
群分類	・原則として15年以内に勤務経験を必須とする障害種別の学校	・I群以外の障害種別の学校			
群内の学校	・知的障害養護学校	・盲学校	・聾学校	・肢体不自由養護学校	・病弱養護学校

注1 II群内の障害種別の学校のみの経験を有する者は、I群の学校に勤務することを必須とする。

注2 I群の学校に勤務している者、又は勤務した者で、2障害の経験を有していない者は、II群内のいずれかの障害種別の学校での勤務をするものとする。

注3 ただし、平成7年度までに2地区及び2障害の勤務経験を終了しているものはこの限りではなく、これまで2地区及び2障害の勤務経験を有していない者、及び平成8年度以降採用教員については、注1、注2の勤務経験を必要とする。

4 学校の設置及び統廃合

(1) 学部の設置

福島県立大笛生養護学校高等部

福島県立石川養護学校高等部

福島県立猪苗代養護学校高等部

第2節 学校教育

1 概 要

(1) 指導行政の基本方針

新世紀ふくしまを担う「明るく個性豊かな人間の形成」を基本目標に、「社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい児童生徒の育成」を重点施策の指針として「養護教育の充実」を図るために、次の観点から施策を開発し、その充実に努めた。

- 適正就学の推進
- 教育機会の拡充
- 教育内容・方法の改善充実
- 生徒指導・進路指導の充実
- 教育諸条件の整備充実

特に、ノーマライゼーションの理念や情報化が進展する中、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、障